

県南広域振興局長告示第159号

休猟区の指定（平成21年県南広域振興局長告示第155号）で告示した花巻市東和町土沢休猟区、遠野市大洞・大出休猟区、北上市横川目休猟区、西和賀町当楽休猟区、西和賀町貝沢休猟区、一関市槻木平休猟区、一関市萩荘南休猟区、一関市滝沢休猟区、一関市日形・永井休猟区、一関市大東町前田野休猟区及び一関市笹森山休猟区の変更後の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

県南広域振興局長 田 村 均 次

変更後の花巻市東和町土沢休猟区、遠野市大洞・大出休猟区、北上市横川目休猟区、西和賀町当楽休猟区、西和賀町貝沢休猟区、一関市槻木平休猟区、一関市萩荘南休猟区、一関市滝沢休猟区、一関市日形・永井休猟区、一関市大東町前田野休猟区及び一関市笹森山休猟区の存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで